

## 【施設を利用するにあたって対応いただきたい事項】

### 誓約書

- ①人と人との距離等：3密（密閉、密集、密接）の回避
- ・人と人との接触を避け、対人距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保いただくこと。
  - ・混雑時の入場制限の実施に協力をいただくこと。
  - ・マスクの着用を呼びかけていただくこと。
  - ・利用している施設の換気を行っていただくこと。(扉を開けるなど)
  - ・感染症発生時に参加者に連絡をとることがあるので、参加者を特定し、連絡がつくよう、「大阪コロナ追跡システム」への登録や名簿作成などに協力いただくこと。
- ②症状のある方の入場制限
- ・入場時に体温チェックを行うので、利用日当日に、参加者には検温をしていただくなど、発熱がないかどうかの確認をさせていただくこと。
  - ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合は来館しないよう呼びかけていただくこと。
- ③消毒等
- ・施設内の手指の消毒設備（石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールなど）をご利用いただくこと。
  - ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にさせていただくこと。
- ④施設利用における留意事項
- ・大阪府における緊急事態措置に従い、状況に応じてイベントは規模を縮小し開催していただくこと。
  - ・滞在時間が短くなるよう、前後の滞留をなくすように努めていただくこと。
  - ・施設内での飲食は控えること
  - ・参加者に、感染した場合の重症化リスクが高い高齢者、持病のある方や妊婦がおられる場合には、特にご留意いただくこと。
  - ・利用者同士の大声での会話を行わないよう周知いただくこと。
  - ・講師・演者の発声による飛沫感染対策として、前方席の使用を控えるなどにより、講師・演者と客席の距離（できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保いただくこと
  - ・展示配置の工夫や一方通行の設定により、施設内の移動においても人と人との十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保いただくこと。
- ⑤その他
- ・自己都合によるキャンセルの場合は通常のキャンセルと同じ取り扱いとなること
  - ・今後の国や府の動向等により、緊急事態措置が変更され、状況によっては、再び臨時休館となり許可取消を行うケースも生じる可能性があることを承知いただきたいこと。
  - ・上記の事項を守れなかった場合、施設使用許可を取り消されても異議はありません。また、その場合の損失補償の請求は行いません。

大阪市立城東区民センター 指定管理者 宛

令和 年 月 日

### 誓約書

上記の事項を了承し遵守して利用します。

予約番号（      ー      ）

団 体 名 称

代表者又は申請者

印